

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | チェーンブロック(定格荷重0.5t、揚程5.0m)等購入【オープンカウンター方式】 |
| 2 納 入 場 所 | 愛知県常滑市金山字石坂201番地
愛知用水総合管理所 下流管理所 |
| 3 納 期 | 契約締結日の翌日 から 令和7年12月26日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 条 件 | 下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。
愛知県に本店、支店又は営業所等が存すること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま。
ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令和 7 年 11 月 12 日 16:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所(総務課 犬田)
FAX : 0561-39-5464
メールアドレス : nyukei_aichi@water.go.jp |
| 5) 質問書
提出期限 | 令和 7 年 11 月 4 日 16:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 6) 見積回数 | 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和7年11月13日16:00まで とします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

チェーンブロック（定格荷重 0.5t、揚程 5.0m）等購入 仕様書

1. 適用

本仕様書は、チェーンブロック（定格荷重 0.5t、揚程 5.0m）等購入（以下「本購入」という。）に適用します。

2. 購入内容

本購入は、以下の購入を行うものである。

① トロリ付チェーンブロック：1 台

② チェーンブロック：1 台

＜トロリ付チェーンブロックおよびチェーンブロック仕様＞

定格荷重：0. 5 t

揚 程：5. 0 m

ロードチェーン種類：ニッケルメッキ

巻上ハンドチェーン長さ：5. 0 m（二つ折長さ）／5. 0（レール下面から）

巻上ハンドチェーン種類：SUS

レール幅：1 5 0 mm

下フック：標準

3. 納入場所

愛知県常滑市金山字石坂 2 0 1 番地

独立行政法人水資源機構 愛知用水総管理所 下流管理所

4. 納期

契約締結の翌日 から 令和 7 年 1 2 月 2 6 日 まで

5. 納入時間

原則平日の 8：4 5～1 7：1 5 とする。

6. その他

この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者受注者協議し、必要に応じて契約変更の対象とする。

以上

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。